

小林市須木中央保育園 預かり事業のご案内

小林市健康福祉部こども課

小林市細野 300 番地

電話：0984-23-1278 FAX：0984-24-5063

令和7年度版

1 預かり事業とは

預かり事業は、保護者が就労や就学、病気、家族の介護等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、適切な遊びと生活の場を提供し、こどもの安心・安全な居場所の確保を図ることを目的としています。

2 対象児童

小林市内の小学校に通学している1年生から6年生までの児童

3 開設時間

- ◆平日（学校のある日）・・・・・・・・・・・・・・ 下校時から午後6時まで
- ◆土曜日、長期休業期間、学校行事の振替休日・・・・・・ 午前8時から午後6時まで

4 休業日

- ◆日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ◆年末年始（12月29日から1月3日まで）
- ※その他、台風等の災害や、感染症の集団感染等により、休業することがあります。

5 保護者負担金等

利用日数にかかわらず、児童一人につき下記のとおり。

- ◆保護者負担金：毎月3,000円
- ◆保護者会費：毎月2,000円程度（おやつ代等）
- ◆傷害保険料：年額1,500円程度

※令和7年度保護者負担金の減免制度…対象者は「①生活保護を受けている・②児童扶養手当を受給している・③教育委員会から就学援助費を受けている」のいずれかに該当する方です。ご希望の方は、事前に申請が必要です。『小林市放課後児童健全育成事業等減免申請書』を提出してください。審査の後、結果は文書にて通知します。

6 令和7年度の利用手続きについて

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの利用申込を下記の期間で受け付けます。申請は年度毎に必要なため、現在利用中の方も令和7年4月からの利用申請が必要です。

◆受付期間：令和7年1月20日（月）から2月7日（金）まで（休園日を除く。）

申請に必要な書類

- ①令和7年度預かり事業利用申込書（兼登録児童台帳）※児童一人につき1枚
 - ②各種証明書及び申立書
 - ・就労証明書兼自営業申立書
 - ・求職活動申立書（※添付書類あり）
 - ・利用要件申立書（※添付書類あり）
 - ③誓約書 ※児童一人につき1枚
 - ④小林市放課後児童健全育成事業等保護者負担金減免申請書 ※減免該当者のみ
- ※保護者1名につきいずれかを提出
兄弟姉妹で入会を希望される場合、各種証明書及び申立書は一通で構いません。

※申請書類がそろい次第、利用審査を行います。①～③の書類がそろっていない場合、受付はできませんので、ご注意ください。

※申請書等については、須木中央保育園、本庁こども課及び須木庁舎住民生活課の窓口で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

<提出場所>

須木中央保育園に提出してください。

<利用審査について>

◆申請者数が利用施設の定員を超えている場合は、選考により利用者を決定します。
審査結果は、利用決定か利用待機かにかかわらず、全て文書にて通知します。

※審査結果の発送予定日は、3月上旬頃です。

◆利用審査では、児童の学年も審査対象となります。そのため、弟妹だけが利用決定し、兄姉が利用待機となることがあります。待機者の利用案内については、施設の定員に空きが生じ次第、待機者の利用審査を再度行い、新たな利用者を決定します。

7 中断・辞退

預かり事業を辞退、一時的に利用の中断をしたいときは、事前に辞退申出書、中断届の提出が必要となります。辞退や中断が認められた場合には、在籍日数に応じて保護者負担金を減額します。

負担金の計算については、在籍日数が月の3分の1未満は1,000円、3分の1以上3分の2未満は2,000円、3分の2以上は3,000円となります。※日割りは行っておりません。
なお、中断が認められる期間は、おおむね1か月です。

8 利用解除・利用決定取り消し・利用審査保留

次のような場合は、利用を解除、利用決定の取り消し又は利用審査を保留とすることがありますので、ご了承ください。

- ・保護者負担金を2ヶ月以上滞納している場合
- ・各種証明書及び申立書の期限がきたまま更新分の書類の提出がない場合
- ・施設の支援員の指示に従わない場合
- ・無断で長期間の欠席があった場合
- ・育児休業や退職等により保護者が児童の面倒を見ることができるようになった場合

【申請に必要な書類（確認表）】

No	提出書類	添付書類	保護者の確認項目	✓
①	預かり事業利用申込書	※該当する児童のみ ・障がい者手帳等の写し	※児童1名につき1枚	
②	誓約書	—	※児童1名につき1枚	
③	就労証明書兼自営業申立書	—	就労または自営・農業等	
	求職活動申立書	・ハローワーク受付票の写し	求職活動	
	利用要件申立書	※いずれかを添付 ・医師の診断書 ・障がい者手帳の写し ・介護保険被保険者証の写し	疾病・障がい 介護・看護	
		・在学証明書または決定通知書 ・母子健康手帳の写し	就学 出産（産前産後休暇）	

【預かり事業実施施設】

No	利用施設名	場所	連絡先	定員
①	須木中央保育園	須木中央保育園内	0984-48-2050	10名

～よくある質問と回答（FAQ）～

Q1. 市外に住んでいますが、入会できますか。

A1. 市外在住であっても、市内の小学校に通学している児童であれば、入会することができます。

Q2. 入会決定は先着順ですか。

A2. 先着順ではなく、選考にて入会者を決定します。

定員を超える申請がある場合、児童の学年や保護者の就労状況、家庭の状況などを考慮して入会児童を決定します。

Q3. 就労していませんが、児童クラブは利用できますか。

A3. 就労以外にも求職活動や保護者の疾病や障がい、就学、家族の看護・介護などでも利用できます。

ただし、求職活動申立書や入会要件申立書の提出が必要となります。

Q4. 土曜日だけの勤務ですが、入会できますか。

A4. 就労時間が8時～18時の時間帯であれば入会できます。

今のところ、勤務日数の制限はありませんが、定員以上の申請があった場合、勤務日数が少ない等については、待機となることがあります。

なお、就労のない日については、できるだけご自宅での保育をお願いします。

Q5. 長期休業中のみの利用はできますか。

A5. 定員に満たない場合に限り、利用することができます。

また、希望のクラブが受入上限人数を満たしており入会できない場合は、空きのある他のクラブへ入会することも可能です。（校区外も可。）

Q6. 出産後に産休に入りますが、利用できますか。

A6. 産前は出産予定日より遡って2ヶ月前の月の初日から、産後は出産日から2ヶ月を経過した月の月末まで利用できます。

提出書類として、入会要件申立書及び母子健康手帳（表紙及び出産予定日のページ）の写しを提出してください。

産後は、母子健康手帳（出生届出済み証明のページ）の写しなど出生日のわかるものの提出が必要です。

Q7. 現在、育休中です。入会申請はできますか。

A7. 育休期間中は入会することはできません。

ただし、育休からの復帰日以降についての入会申請をすることは可能です。

Q8. 現在、就職活動中で、4月から就職の内定をもらっています。就労証明書を提出できませんが、どうしたら良いですか。

A8. 内定の証明がもらえる場合は、その写しを申請書に添付してください。内定の証明がもらえない場合は、就職活動申立書を提出した上で、就職後に就労証明書を速やかに提出してください。

なお、入会日より3ヶ月以内に提出がない場合は退会となりますので、ご注意ください。

Q9. 現在は13時までの勤務ですが、17時までの勤務に変更になるため、入会申請します。現在の勤務先では、13時までの就労証明書しか提出できませんが、どうしたら良いですか。

A9. 勤務先で就労証明書の空いているスペースに「〇月〇日より勤務時間変更予定（〇時～〇時）」等の記載をいただければ結構です。

この場合、入会後は速やかに就労証明書（変更後の勤務時間が記載されたもの）を提出してください。

Q10. 郵送での申請はできますか。

A10. 可能です。ただし、年度当初からの利用予定の場合は、できる限り受付期間内に市役所に届くように提出してください。

Q11. 証明者・保護者の印は必要ですか。

A11. 押印は必要ありません。